

氏名（本籍）	鄭 逸教（大韓民国）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	乙第22号		
学位授与の日付	2020年3月20日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項の規定該当		
学位論文題目	韓国における脳性マヒ障害者の QOL に関する研究 —余暇文化活動に焦点を当てて—		
審査委員	主 査	野口 定久	日本福祉大学 特別任用教授
	副 査	木全 和巳	日本福祉大学 教授
	〃	末盛 慶	日本福祉大学 准教授
	学外審査委員	松岡 克尚	関西学院大学 教授

論文内容の要旨

鄭逸教氏の学位請求論文は、申請者が長年にわたり日本と韓国の障害者自立支援センターなどフィールドワークを通じて得た知見—脳性マヒ障害者の QOL と余暇文化活動の理解—をとりまとめたものである。本論文の特長は、これまでほとんど研究が行なわれていなかった脳性マヒ障害者の QOL についてエコロジカル・システム変因、社会的支援、自己尊重感、社会的認識、余暇文化活動、福祉政策に焦点を当て、脳性マヒ障害者の QOL を分析するものであるといえる。障害当事者による地域福祉実践及び自立生活支援システムの構築をめざした障害者運動と実践研究に焦点をあてたものであり、障害者の生活福祉を切り拓く学術論文として評価できる。

本論文は、1章から6章に補論と終章を含めた全8章で構成（本文211頁、図表44点、引用・参考文献338点）されている。

第1章：脳性マヒ障害者のエコロジカル・システム変因と QOL

第2章：脳性マヒ障害者の社会的支援と QOL —自己尊重感の媒介効果を中心に—

第3章：脳性マヒ障害者の社会的認識、余暇活動と QOL

第4章：脳性マヒ障害者の余暇文化活動と QOL に関する質的研究

第5章：脳性マヒ障害者のスピリチュアリティと QOL

第6章：脳性マヒ障害者福祉政策分析

補 論：脳性マヒ障害者の社会参加（余暇文化活動）活性化のための日本の事例の示唆

終 章：結論

第1章（脳性マヒ障害者のエコロジカル・システム変因と QOL）では、脳性マヒ障害者の QOL に影響を及ぼすエコロジカル・システム変因の因果的経路分析を通じて分析し、自己尊重感を媒介とした影響を直接効果と間接効果に分けて検証した。研究の結果としては、①自己尊重感は QOL に直接的な影響を及ぼし、家族支援、余暇文化は全て QOL に直接的にも自己尊重感を媒介として間接的にも影響を及ぼすことが示された。②一方、社会的認識は直接ではなく自己尊重感を媒介とし間接的にのみ影響を与えることが示された。③ QOL に及ぼす影響力の大きさは直接効果で見る

場合、自己尊重感、余暇文化、家族支援の順となった。つまり QOL に及ぼす直接的効果は自己尊重感、余暇文化、家族支援の順となった。④間接効果を含む総効果では、QOL に及ぼす影響の大きさは余暇文化、家族支援、社会的認識の順となった。つまり本研究で余暇文化が QOL に及ぼす影響はエコロジカル・システム変因のうち直接効果では 2 番目に、間接効果では最も重要な要因であることなどを明らかにした。

第 2 章（脳性マヒ障害者の社会的支援と QOL —自己尊重感の媒介効果を中心に）では、①脳性マヒ障害者の社会的支援は QOL に影響を及ぼすか、②脳性マヒ障害者の自己尊重感は脳性マヒ障害者の社会的支援が QOL に及ぼす影響で媒介効果があるか、という問いを立てて、その検証を行っている。分析結果としては、①脳性マヒ障害者の社会的支援は自己尊重感への正（+）の有意な影響を与えることが判明した。②障害者の社会的支援の中で友人・周囲による支援が QOL に影響を及ぼすということにおいて自己尊重感の媒介効果が検証されている。また、本研究では家族支援は有意な影響を及ぼさないことも示された。

第 3 章（脳性マヒ障害者の社会的認識、余暇活動と QOL）では、①脳性マヒ障害者が自覚する社会的認識は QOL に影響を及ぼすか、②脳性マヒ障害者の余暇活動への参加（マスメディア、スポーツ関連、旅行関連、趣味関連、外食関連、市民団体活動関連）は QOL に影響を与えるか、2 点の問いを立てた。その結果、脳性マヒ障害者たちが肯定的な社会的認識を持つほど、また余暇活動をたくさんするほど QOL を高く認識していることが分かった。余暇活動中には、大衆媒体、趣味関連、旅行関連活動を多くなるほど QOL が高いことも分かった。

第 4 章（脳性マヒ障害者の余暇文化活動と QOL に関する質的研究）では、脳性マヒ障害者の余暇文化活動が脳性マヒ障害者の QOL にもたらす変化に対し、①脳性マヒ障害者の余暇文化活動が本人に如何なる意味を持つか、②余暇文化活動参加の後、彼ら／彼女らの生（life）がどのように変化したか、③ QOL の向上と余暇文化活動には如何なる支援が必要かといった関係性を調べている。分析の結果からは、①脳性マヒ障害者の余暇文化活動は現実的な制限により、「絵に描いた餅である」「危険である」「家を出ればひどく苦勞する」という現実の壁にぶつかったが、「非障害者と共にすることができた」「新しい情報を得て問題解決の機会となった」「達成感と夢ができた」との結論に至った。また余暇文化活動の困難を克服すべく「多様な余暇文化活動や実施回数、場所の増加が必要」、「経済的支援」、「活動補助人の増加」、「コミュニケーションの改善」のような制度改善の必要性に関する認識を持つに至り、これを成就するための障害運動の動機が生成されたと述べている。

第 5 章（脳性マヒ障害者のスピリチュアリティと QOL）では、①脳性マヒ障害者のスピリチュアリティは QOL に影響を及ぼすか、②脳性マヒ障害者の社会的支援は、脳性マヒ障害者のスピリチュアリティが QOL に及ぼす影響に媒介効果があるのか、いう 2 点の問いを設定している。その結果、①「生の意味と目的」と「相互関係性」のみが QOL 関係における媒介効果を示すこと。②「超越性」と「内的統合性」には直接効果はあるが間接効果はないこと。③「生の意味と目的」と「相互関係性」は直接効果と間接効果の両者があることが示された、と分析がなされている。

第 6 章（脳性マヒ障害者福祉政策分析）では、現在まで脳性マヒ障害に関する先行研究を検討した結果、脳性マヒ障害者の福祉政策について分析した研究は殆ど行われていない。数少ない現場研究の報告書の中で、特性を持つ脳性マヒ障害者に対する福祉政策は所得保障政策、医療及びリハビリ支援政策、児童養育及び教育政策、住居支援政策、職業教育及び雇用・法律救助政策、各種減免制度、スポーツ及び余暇文化活動政策、補助機器及び補助器機センターに分けられ、福祉政策の細

部内容の整理がなされている。その他にも脳性マヒ障害者が利用可能な障害者福祉施設には障害者総合福祉館、IL（自立生活運動）センター、障害者昼間保護施設、障害者短期保護施設、障害者同居施設、共同生活家庭（グループホーム）、自立生活家庭、勤労事業場、保護作業場などがあることを示している。脳性マヒ障害者福祉政策の分析から主要な福祉政策—所得保障政策、医療及びリハビリ支援政策、児童養育及び教育政策、職業教育及び雇用政策、日常生活及び法律構造政策などで多くの問題と困難を経験しているなかで、次の提言がなされている。①所得保障政策に関し、国の財政が許す限り国民基礎生活保障制度や障害者年金、障害手当の選定に関し所得基準を緩和、支給基準の向上が必要であり、現在実施されている実生活と密接な関連にある税制優遇、各種経済的軽減施策など、間接的な所得支援の拡大が必要である。②医療及びリハビリ支援政策に関し、脳性マヒ障害者は慢性疾患を患っており、持続的な疼痛管理とリハビリテーション科関連の健康管理が必須である。③児童養育及び教育政策に関し、脳性マヒ障害者は障害統合教育を志向するため社会的認識の改善と社会統合のため国公立施設を中心に障害児統合教育を実施する機関の拡大が必要である。④職業教育及び雇用政策に関し、職業リハビリサービスのレベルで脳性マヒ障害者の心理的、身体的、社会的特性を考慮した多様な形態の雇用支援が必要である。⑤日常生活及び法律救助政策に関し、日常生活で補助が必要な重度障害を持つ多くの脳性マヒ障害者は活動補助サービスを最も多く必要とする。したがって活動補助を行う上で労働の強度に応じサービス単価の格差など加重値を与える必要がある。

補論（脳性マヒ障害者の社会参加活性化のための日本の事例の示唆）では、余暇文化活動が脳性マヒ障害者 QOL の向上に重要な影響を及ぼしているだけに、脳性マヒ障害者の社会参加を促進するための社会的認識の変化と人権原則に基づいた人間尊厳性の尊重、障害当事者および社会的努力の一環である障害者権利条約、社会モデル、人権モデル、障害平等研修などを記述し、韓国における示唆点の提言がなされている。特に障害平等研修では、障害者がファシリテーターになって助けが必要な存在から参加者への研修を支援する立場に転換し、障害者が新たに自分を経験する機会も持つことになることを提起している。

終章（結論）では、①脳性マヒ障害者の QOL は、脳性マヒ障害者が置かれた個人的な生および社会的状況によって異なるが、脳性マヒ障害者のエコロジカル・システム変因、社会的支援、自己尊重感、社会的認識、余暇文化活動、スピリチュアリティ（生の意味と相互関係性）などは QOL と密接な影響関係を持っている。②特に余暇文化活動は QOL に非常に重要な影響を及ぼす。余暇文化活動の社会参加機会の不足及び障壁は、個人の機能的不足が原因である部分もあるが、社会環境の問題、すなわち社会的配慮と差別などの社会問題、人権の次元で人間尊厳性の尊重の不足と多様な障害に対する国家的社会的支援の不足によってもたらされる部分が大きいといえる。③脳性マヒ障害者の余暇文化活動を人権として保障するためには、余暇文化活動への障壁を取り除き、脳性マヒ障害者の個別障害特性に応じた個別性とアイデンティティを認めた多様な権利行使ができる支援が必要である。と結論づけている。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2019年10月10日の第6回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、鄭逸教氏の博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員3名（野口定久、木全 和巳、末盛慶）

は、それぞれに提出論文を精査した上で、2019年11月9日に第1回目の口頭試問を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。そこでの指摘事項の修文を課した。その修文箇所と内容の修正を2019年11月20日までとした。修正箇所を確認を行った。2020年12月12日第8回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において第1次審査は合格となった。その結果を受けて、12月14日に公開発表会に望んだ。氏は、公開発表会における指摘をとりまとめ、論文全体を見直し修文を行った。2020年2月8日に、最終口頭試問を実施した。同日中に学内審査委員3名による最終試験の結果について審議した。学外審査委員の松岡克尚先生（関西学院大学人間福祉学部教授）からの審査報告書（2020年2月6日付）を総合して、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

2. 論文の評価

申請者（鄭逸教氏）の提出論文は、研究命題が明確である。本研究の意義は、韓国において脳性マヒ障害者に焦点を当てた研究がほとんど行われていないなかで、脳性マヒ障害者のQOLを対象とした基礎的研究を提示したことある。さらに脳性マヒ障害者の余暇文化活動に焦点を当てた研究を行ったことである。これは最近、経済成長と生活水準の向上で余暇文化活動に対する関心が増え、その参加が高まっているにもかかわらず、脳性マヒ障害者のための余暇文化活動に対する研究はほとんど行われていないなかで先駆的な研究業績として高く評価できる。また、その研究方法においても精緻な統計分析に基づいて脳性マヒ障害者のQOLの向上、特に余暇文化活動の向上を社会モデルと人権モデルの観点から障害平等研修のような実践方策を提言していることも評価に値する。すなわち、①脳性マヒ障害者の余暇文化活動を活性化するためには、実質的に脳性マヒ障害者が余暇文化活動に参加できる社会環境の変化のための社会的努力が必要である。②日本の障害平等研修の実践研究を通じて、本研究は韓国における社会モデルに基づく社会環境の改善に向けた実践的努力を示唆している。③人権モデルは社会モデルの限界を補完し、個別性を尊重する障害者研究の理念的かつ実践的価値を有していると考察している。結論としては、本研究は脳性マヒ障害者の余暇文化活動の機会の拡張と権利を保障するための基礎資料として研究的価値が認められる。

他面、本論文には、以下のような弱点・難点も見られる。第1は、脳性マヒ障害者のQOLと余暇文化活動の関係性に十分迫りきれていない。第2は、脳性マヒ障害者の福祉政策と韓国における障害者運動との関係において他の障害者団体との関連をさらに加える必要がある。第3は、研究成果の公表に向け、QOLと生活支援活動の関係のさらなる熟考を重ねる必要がある、といった指摘がなされた。また、本人からは、人権保障の次元で余暇文化活動への参加を活性化するための制度及び政策案の提示のための研究が必要である。本論文には、以上のような弱点・難点もあるが、全体としては、本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準を十分に満たしていると評価できる。

最後になるが、学外審査委員の松岡克尚氏は、鄭逸教氏の論文の意義を、「QOLをあくまでも手段として位置づけ、何らかの介入やサービスの効果をただ客観視するためにそれを活用するというものではなく、エコロジカルな視点に立脚して、QOLの考え方を基底に据えつつそこから様々なサービスなどが「派生」していくという意味でのQOLアプローチを軸にしていることであろう。換言すれば、施策展開、法制度やサービス設計の根底にQOLを置き、全てはそこを土台にして構築されなければいけないという立場になる。韓国に関して言えば、そもそも脳性マヒ障害者のQOL研究が少ない中で、上記のようなアプローチに立ち、今後の政策的展開の根拠としてQOLが

十分にその任に堪え得ることを示し得た点は評価できよう（原文のまま）と評している。

3. 最終試験の結果

2020年2月8日、鄭逸教氏への最終試験（口頭試問）を実施した。まず、はじめに鄭逸教が事前に用意した口頭試問提出資料を配布し、本論文の目的・研究方法・構成・特色・課題について要領よく説明がなされた。この際も、氏の研究の背後に相当な実践研究の蓄積があることが確認された。また、本研究の到達点と弱点、今後の研究課題についても明快に語った。続いて、審査委員長が本論文の全体的な評価を述べた後、両副査の審査委員が本論文の弱点や疑問点について鋭く切り込んだ。一つひとつの問いに対し、氏は本研究の到達点と限界を述べたうえで、真摯に回答した。また、本論文で取り上げた理論命題の大きさ故か、結論部分の不明瞭さに関しては、氏の今後の研究（出版）に期待することで一致した。最後に英語力に関しては、引用・参考文献に多数の英語原著論文および著書が含まれており、本文中への引用にも多用されていることをもって英語力の確認を行った。

4. 結論

本審査委員会は、鄭逸教氏は日本福祉大学学位規則第12条および第5条第2項により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上